

豊橋市指令環廃第 30 - 7 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊橋市東幸町字東明 5 番地
 成和環境 株式会社
 氏 名 代表取締役 豊田 能史
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

平成 30 年 2 月 8 日付けで許可申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、次の条件を付して許可する。

平成 30 年 3 月 30 日

豊橋市長 佐原 光一



許 可 の 期 間		平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
事業の 範囲	事業の区分	収集・運搬
	取り扱う廃棄物の種類	ごみ
積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う廃棄物の種類及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)		/
区 域		豊橋市の区域内
収集又は運搬の方法		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条及び第 4 条の 2 に定める基準に基づき、収集、運搬しなければならない。
許可の更新又は変更の状況		平成 30 年 3 月 30 日 (更新)
附 帯 事 項		(1) 収集した一般廃棄物は、許可申請書に記載した搬入先へ運搬すること。 (2) 市の処理施設への搬入については、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始の施設休業日は、搬入することができない。ただし、市長が別に指示した場合はこの限りではない。